

利 用 上 の 注 意

本調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計として実施しています。

1. 調査の目的

本調査は、調査対象とする特定のサービス産業の売上高等の経営動向を把握し、短期的な景気、雇用動向等の判断材料とするとともに産業構造政策、中小企業政策の推進及びサービス産業の健全な育成のための資料を得ることを目的として、昭和62年12月から月次調査を開始し、毎月公表しています。

2. 調査業種

以下の業務（調査業種）を営む企業又は事業所を対象としています。

【対事業所サービス業】				
調査番号	調査業種	調査単位	調査範囲	調査開始時期
1	物品賃貸(リース)業	企業	全国	昭和62年12月
	物品賃貸(レンタル)業	〃	〃	〃
2	情報サービス業	〃	〃	〃
3	広告業	〃	〃	〃
4	クレジットカード業	〃	〃	平成5年10月
5	エンジニアリング業	〃	〃	〃
6	インターネット附随サービス業	〃	〃	平成20年7月
7	映像情報制作・配給業	〃	〃	〃
8	音楽ソフト制作業	〃	〃	〃
9	新聞業	〃	〃	〃
10	出版業	〃	〃	〃
11	ポストプロダクション業	〃	〃	〃
12	デザイン業	〃	〃	〃
13	機械設計業	〃	〃	〃
14	環境計量証明業	〃	〃	〃
15	自動車賃貸業	〃	〃	〃
16	機械等修理業	〃	〃	〃
【対個人サービス業】				
調査番号	調査業種	調査単位	調査範囲	調査開始時期
趣味・娯楽	17 映画館	企業※	全国	平成12年1月
	18 劇場・興行場、興行団	事業所	全国	〃
	19 ゴルフ場	事業所	特定地域	〃
	20 ゴルフ練習場	事業所	特定地域	〃
	21 ボウリング場	事業所	特定地域	〃
	22 遊園地・テーマパーク	事業所	全国	〃
教養・生活	23 パチンコホール	企業	全国	〃
	24 葬儀業	企業	全国	〃
	25 結婚式場業	事業所	特定地域	〃
	26 外国語会話教室	企業	全国	〃
	27 カルチャーセンター	企業※	全国	〃
	28 フィットネスクラブ	企業	全国	〃
	29 学習塾	企業	全国	平成16年1月

※平成25年1月分調査から、「17.映画館」「27.カルチャーセンター」の調査単位が事業所から企業に変更となりました。

3. 調査範囲

調査業種の調査範囲は、全国及び特定の地域です。

【特定の地域に限定する業種】

19.ゴルフ場 20.ゴルフ練習場 21.ボウリング場 25.結婚式場業
 特定の地域とは、北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県の8都道府県である。
 なお、20.ゴルフ練習場、21.ボウリング場、25.結婚式場業については、北海道ではなく札幌市としている。

4. 調査対象

調査対象は、原則、調査業種に属する業務を営む企業（又は事業所）で、調査業種の全国年間売上高の概ね70%をカバーする売上高上位の企業（又は事業所）としています。

なお、前記「3. 調査範囲」において、特定の地域に限定する業種については、各特定の地域の年間売上高の概ね70%をカバーする売上高上位の事業所としています。

5. 調査事項

調査対象の企業（又は事業所）が、毎月記入する調査事項は、全ての調査業種に共通する事項と、調査業種毎に異なる事項とがあります。共通する調査事項の主なものは以下のとおりです。

【全ての調査業種に共通する調査事項】

- | |
|--|
| ① 企業（又は事業所）の名称、所在地
② 従業者数
③ 業務種類別売上高又は契約高等 |
|--|

6. 年間補正

平成26年2月分で年間補正を行いました。それに伴い、平成25年1月分から26年1月分の数値が変更となっている場合がありますので、ご注意下さい。

7. リンク係数

本調査においては、調査対象の追加、定義変更等を実施した場合及び一部対象企業（又は事業所）からの報告値に変更が生じた場合に、以前の数値との連続性を確保するため、リンク係数を作成し、巻末に公表しております。以前の数値と一部不連続が生じるものは、数値表の脚注に明記しておりますので、巻末のリンク係数表をご参照下さい。

なお、平成25年、26年においては、以下の業種についてリンク係数を作成しております。

- 〈平成26年5月分より〉機械等修理業
- 〈平成26年4月分より〉情報サービス業、エンジニアリング業、映像情報制作・配給業、デザイン業、結婚式場業
- 〈平成26年1月分より〉広告業、インターネット附随サービス業、映像情報制作・配給業、ゴルフ場、ボウリング場、外国語会話教室
- 〈平成25年10月分より〉出版業
- 〈平成25年7月分より〉映画館
- 〈平成25年4月分より〉物品賃貸（リース）業
- 〈平成25年1月分より〉物品賃貸（リース）業、物品賃貸（レンタル）業、広告業、インターネット附随サービス業、映像情報制作・配給業、音楽ソフト制作業、新聞業、出版業、ポストプロダクション業、デザイン業、自動車賃貸業、機械等修理業、映画館、ボウリング場、パチンコホール、葬儀業、結婚式場業、外国語会話教室、カルチャーセンター、フィットネスクラブ

8. その他

- (1) この統計表に用いた特殊記号は以下のとおりです。
0：単位未満 ▲：マイナス r：訂正 -：実績のないもの
…：不詳（調査していないもの又は該当数値なし） x：秘匿
- (2) この統計表に掲載された数値を他に転載するときは、
「経済産業省：特定サービス産業動態統計調査」による旨を必ず明記してください。

9. 問い合わせ先等

- (1) 〒100-8902
東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
経済産業省 大臣官房調査統計グループ サービス動態統計室
電話 03-3501-1511（内線2885～2887）
- (2) 統計情報アクセス用URL：
<http://www.meti.go.jp/statistics/index.html>